

[事案 23-236] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 8 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時に、転換契約が更新型であることを知らずに契約したことを理由に、転換契約の無効および転換前契約への復旧を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 10 月に定期付終身保険に加入し、平成 22 年 10 月に定期付終身保険に転換したが、その際、募集人に対し、転換後契約は更新型でない保険を要望したのに、募集人より、転換後契約が更新型の内容であることの口頭での説明はなく、更新型であることを知らずに契約してしまったので、転換契約を取消して、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 契約転換に際しては、3～4 回の面談を経て、契約のしおり・約款、設計書等の募集資料を用いて保障内容・契約内容の説明を行い、交付している。
- (2) 仮に、「更新型」と口頭で説明していなかったとしても、更新については募集資料上に示されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、錯誤（民法 95 条）により申立契約の無効を求めるものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集者への事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、募集人より、転換後契約が更新型の内容であることの説明がなかったと主張するが、事情聴取における申立人と募集人の言い分は異なる。しかし、本件転換手続に使用されたと認められる保障設計書には、「ライフサイクルに合わせて健康診断等のお手続きなしで更新できます」、「55 歳/更新」等、転換後契約が更新型の内容であることは容易に理解できる記載が随所にあり、募集人は、保障設計書に則した説明を行ったものと推認でき、よって、募集人が、転換後契約が更新型の内容であることについて説明しなかったと認めることはできない。
- (2) もっとも、転換後契約が更新型の内容であることについて、申立人が気づかずに契約したとすれば申立人に錯誤があったことになるが、その錯誤により契約が無効とされるためには要素の錯誤に該当する必要がある。申立人の事情聴取によると、転換後契約の保障内容については納得している旨を陳述している。保険契約において、一般人の関心事は保障内容であるので、保険の保障内容に納得しつつも、更新型であるか否かをどの程度重視するかは契約者によって相当異なるものといえる。通常人にとって、更新型であるか否かが、転換手続を左右する事情とまでは必ずしも認められないので、申立人の錯誤を「要素の錯誤」と認定することはできない。

また、仮に申立人の錯誤が要素の錯誤であったとしても、前記のとおり、保障設計書は、転換後契約が更新型の内容であることが容易に理解できる内容であることから、申立人が転換後契約が更新型であると気がつかなかったことには重大な過失があったと言わざるを得ない。

よって、申立人の錯誤無効の主張は認められない。